

提供日 2014/09/30
タイトル 平成25年度県内市町の地方公営企業決算の概要
担当 経営管理部 自治財政課
連絡先 財政班 Tel.054-221-2094



県内全市町及び一部事務組合等が経営する地方公営企業の平成25年度決算の概要を公表します。

特 徴

- 事業数**・・・平成25年度末現在 147 事業(+1 事業、+0.7%)
(うち地方公営企業法適用事業 67 事業、非適用事業 80 事業)
市町村合併に伴う事業の統合などから、平成12年度の242事業をピークに減少傾向にあり、過去5年間の推移をみると、平成21年度の事業数と比較して5事業減少している。
- 職員数**・・・平成25年度末現在 10,562 人(+219 人、+2.1%)
中東遠総合医療センターの開院や、焼津市立総合病院、島田市民病院をはじめとする病院職員の増が主な要因である。
- 支出決算規模**・・・3,721.7 億円(△14.3 億円、△0.4%)
病院事業及びその他事業において、支出決算規模の増加があったものの、下水道事業において建設改良費、企業債償還額がともに減少したことにより資本的支出が減少したため、全体では減少する結果となった。
- 建設改良費**・・・684.4 億円(+9.0 億円、+1.3%)
ピーク時(平成6年度 1,700.6 億円)の約3分の1近くにまで減少しており、ここ数年は概ね同規模で推移している。
- 企業債残高**・・・平成25年度末現在 9,603.0 億円(+15.6 億円、+0.2%)
掛川市・袋井市病院企業団企業債の新規計上により、10年ぶりの増加となったものの、全体的な企業債残高の減少傾向は続いている。
- 赤字等の状況**・・・法適用企業(67 事業)において、病院事業に多額の当期純損失及び累積欠損金が生じている。不良債務は2事業において生じた。

* ()内の+、△は対前年度増減の状況。

本資料の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

目次

特徴	1
1 事業数	2
2 職員数	3
3 支出決算規模	4
4 建設改良費	5
5 企業債残高	6
6 法適用企業の赤字等の状況	7
(参考)用語の説明	8

1 事業数

事業数は、平成 25 年度末現在 147 事業で、前年度比で1事業増加した。

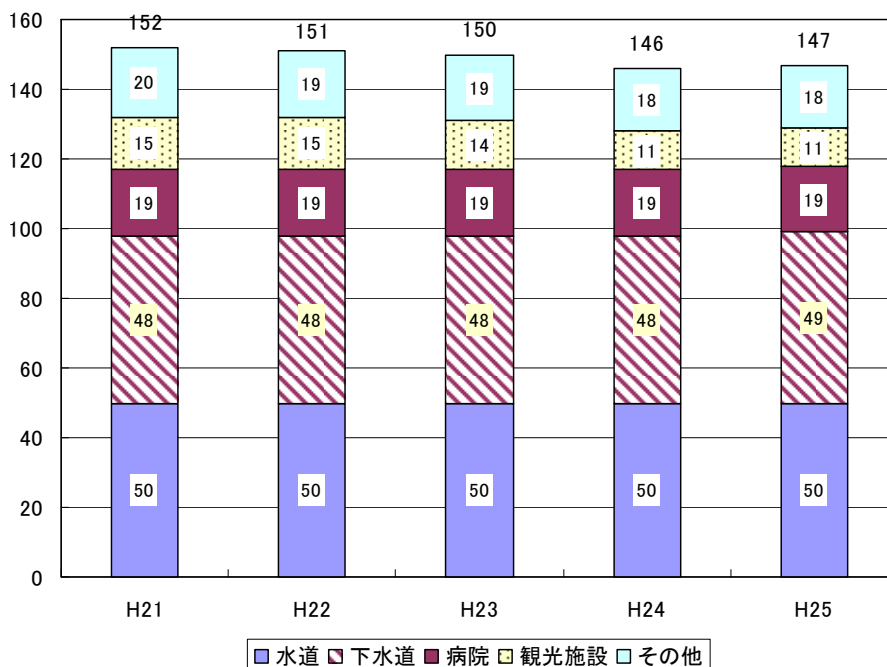
平成 12 年度の 242 事業をピークに減少傾向にあり、過去5年間の推移をみると、平成 21 年度の事業数と比較して5事業減少している。

- ・廃止(1事業):掛川市(病院事業)
- ・新規事業開始(2事業):御殿場市(特定地域生活排水)、掛川市・袋井市病院企業団(病院)

(単位:事業)

項目	年度	25年度			24年度			増減
		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	
水道		36	14	50	36	14	50	0
上水道(含簡水)		34	14	48	34	14	48	0
工業用水道		2	0	2	2	0	2	0
下水道		6	43	49	6	42	48	1
公共下水道		5	24	29	5	24	29	0
集落排水等		1	19	20	1	18	19	1
病院		19	0	19	19	0	19	0
観光施設		6	5	11	6	5	11	0
休養宿泊		1	1	2	1	1	2	0
温泉等		5	4	9	5	4	9	0
その他		0	18	18	0	18	18	0
電気		0	2	2	0	2	2	0
市場・と畜場		0	4	4	0	4	4	0
駐車場		0	8	8	0	8	8	0
宅地造成		0	1	1	0	1	1	0
介護サービス		0	3	3	0	3	3	0
合計		67	80	147	67	79	146	1

《 事業数の推移 》



2 職員数

職員数は、平成25年度末現在10,562人で、前年度の10,343人と比較して219人増加した。

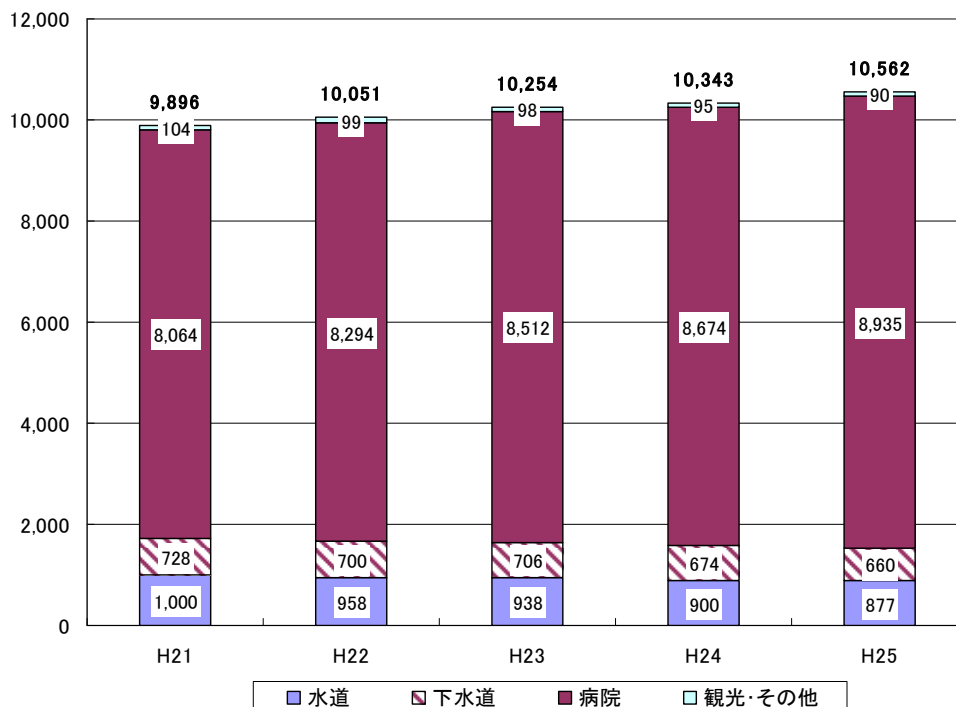
掛川市立総合病院(421人)、袋井市民病院(332人)が閉院したものの、中東遠総合医療センター(779人)が開院したこと、焼津市立総合病院(804人→884人)や島田市民病院(881人→946人)をはじめとする病院職員が増加したことが主な増加要因である。

事業別の職員数をみると、病院事業が最も多く、次いで水道事業、下水道事業となっている。

(単位:人)

項目	年度	平成25年度			平成24年度			増減
		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	
水道		851	26	877	875	25	900	△ 23
上水道(含簡水)		850	26	876	874	25	899	△ 23
工業用水道		1	0	1	1	0	1	0
下水道		408	252	660	417	257	674	△ 14
公共下水道		408	237	645	417	243	660	△ 15
集落排水等		0	15	15	0	14	14	1
病院		8,935	0	8,935	8,674	0	8,674	261
観光施設		12	31	43	12	31	43	0
休養宿泊		0	0	0	0	0	0	0
温泉等		12	31	43	12	31	43	0
その他		0	47	47	0	52	52	△ 5
電気		0	0	0	0	0	0	0
市場・と畜場		0	40	40	0	41	41	△ 1
駐車場		0	5	5	0	5	5	0
宅地造成		0	0	0	0	0	0	0
介護サービス		0	2	2	0	6	6	△ 4
合計		10,206	356	10,562	9,978	365	10,343	219

《 職員数の推移 》



3 支出決算規模

支出決算規模は3,721.7億円で、前年度比で14.3億円、0.4%減少した。

その他事業において、浜松市駅南駐車場移管費用の支出により支出決算規模が大きく増加したものの、下水道事業において建設改良費、企業債償還額がともに減少したことにより資本的支出が減少したため、事業全体では減少する結果となった。

事業別の支出決算規模をみると、病院事業が最も多く、次いで下水道事業、水道事業となっている。

(単位:千円、%)

事業名	年度	平成25年度 A	平成24年度 B	増減	
				C(A-B)	C/B
水道		74,138,221	73,288,169	850,052	1.2
下水道		114,416,279	121,866,473	△ 7,450,194	△ 6.1
病院		174,774,257	172,739,151	2,035,106	1.2
観光施設		1,350,863	1,334,082	16,781	1.3
その他		7,488,184	4,370,891	3,117,293	71.3
合計		372,167,804	373,598,766	△ 1,430,962	△ 0.4

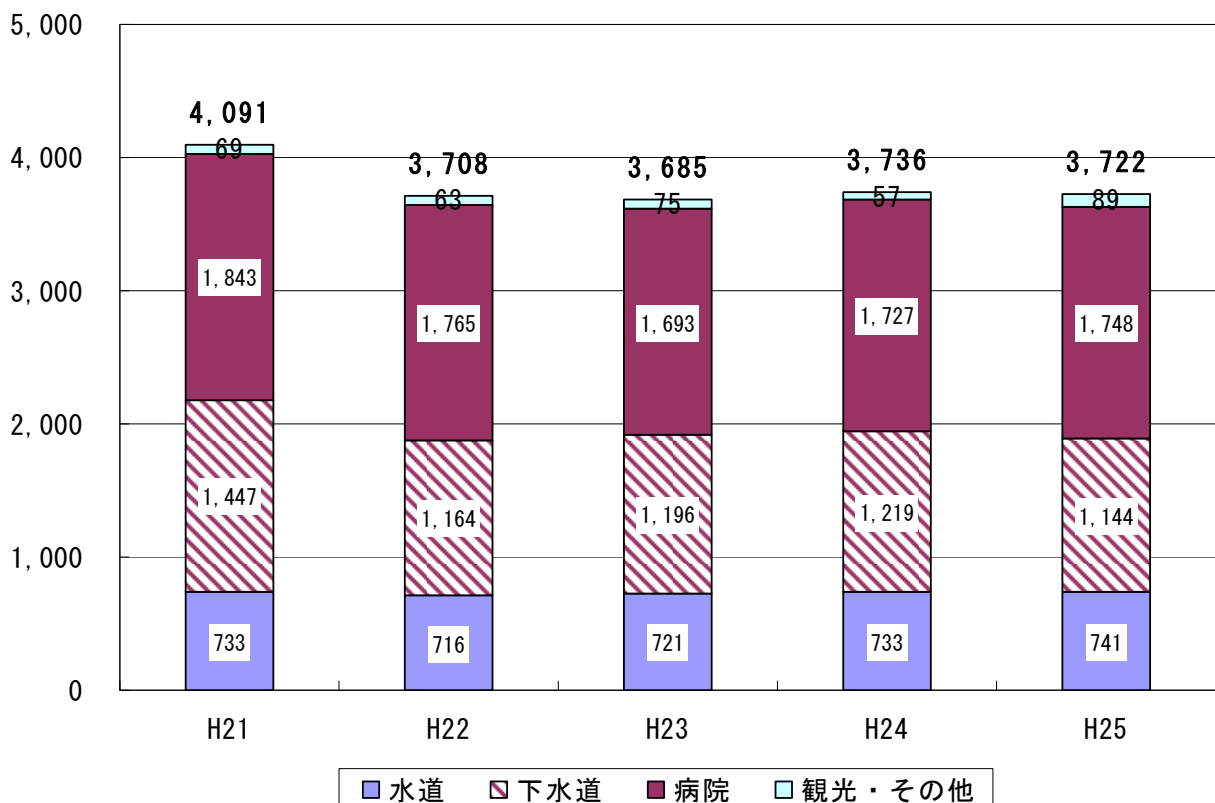
(注) 支出決算規模の算出は次のとおりとした。

法適用企業:総費用(税込み)－減価償却費＋資本的支出

法非適用企業:総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金

《支出決算規模の推移》

(単位:億円)



4 建設改良費

建設改良費は684.4億円で、前年度比で9.0億円、1.3%増加した。

ピーク時(平成6年度 1,700.6億円)と比較すれば約3分の1近くにまで減少しており、ここ数年では、前年度比で増加している年度も見られるものの、概ね650億円から700億円の間に推移している。

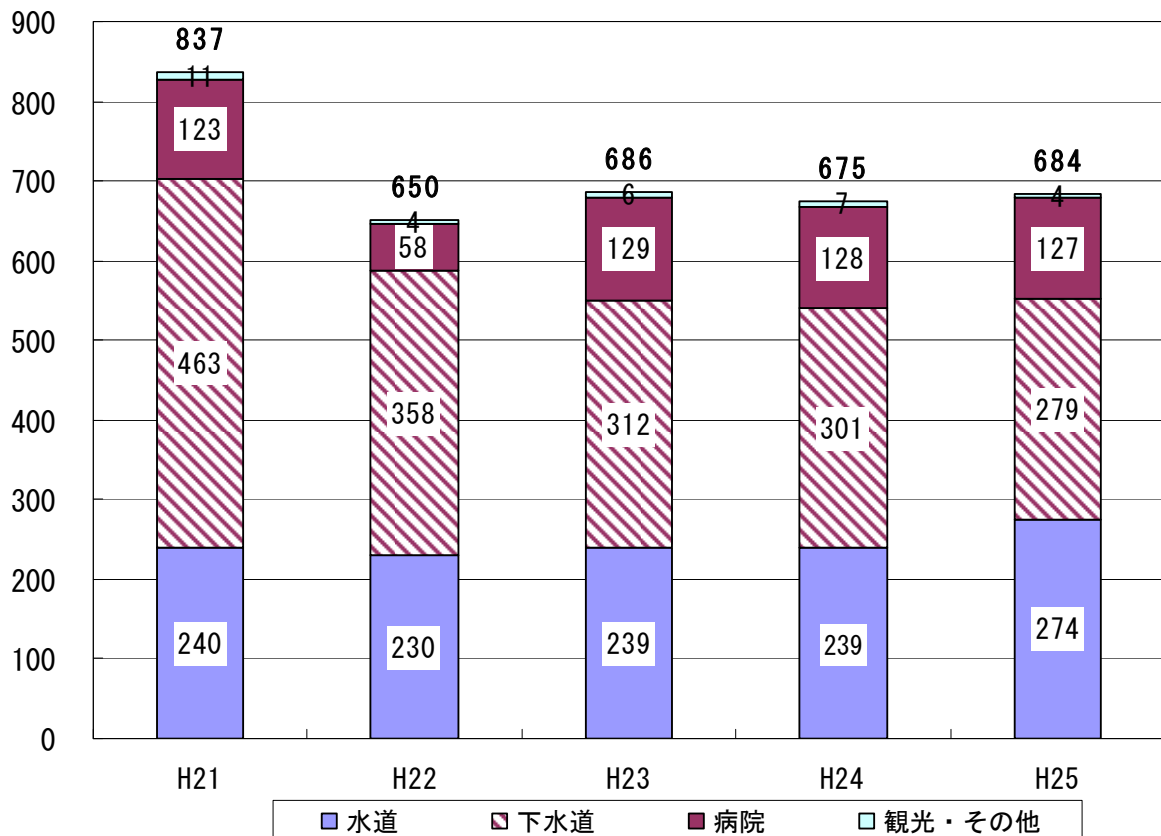
事業別の建設改良費をみると、下水道事業、水道事業が多く、次いで病院事業となっている。

(単位:千円、%)

事業名	年度	平成25年度 A	平成24年度 B	増減	
				C(A-B)	C/B
水	道	27,380,156	23,938,656	3,441,500	14.4
下	水	27,929,808	30,063,039	△ 2,133,231	△ 7.1
病	院	12,703,385	12,791,404	△ 88,019	△ 0.7
観	光	201,637	202,720	△ 1,083	△ 0.5
そ	の	225,097	541,872	△ 316,775	△ 58.5
合	計	68,440,083	67,537,691	902,392	1.3

《 建設改良費の推移 》

(単位:億円)



5 企業債残高

企業債残高は平成 25 年度末現在、9,603.0 億円で、前年度比で 15.6 億円、0.2%増加した。

掛川市・袋井市病院企業団の企業債が新たに計上されたことから、平成 15 年度以来 10 年ぶりの増加となったものの、全体的な企業債残高の減少傾向は続いている。

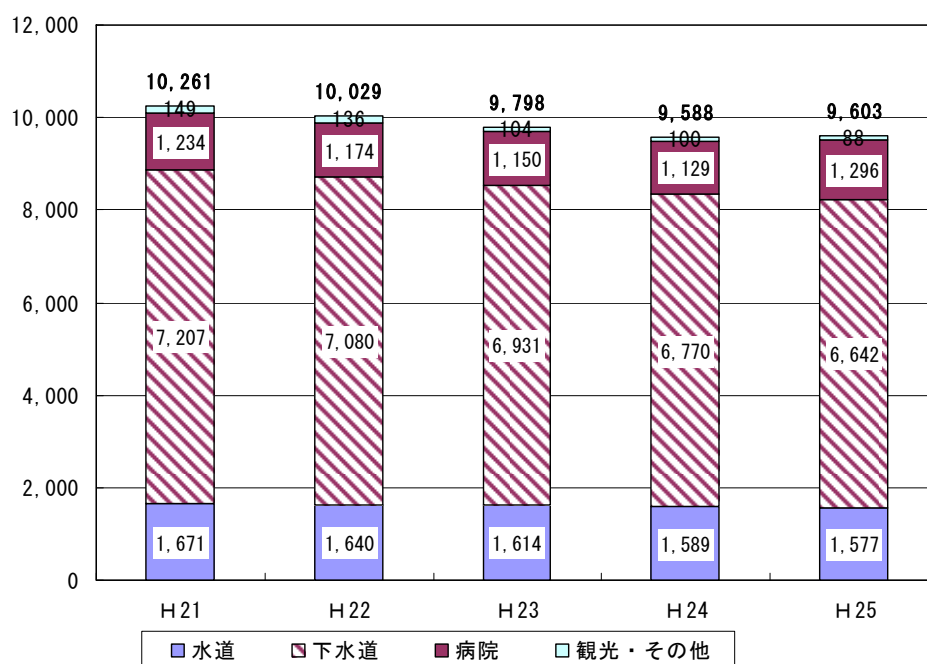
事業別の企業債残高をみると、整備に巨額の投資を必要とする下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

(単位:億円)

項目	年度	平成25年度			平成24年度			増減
		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計	
水道		1,496.1	80.9	1,577.0	1,510.5	78.2	1,588.7	△ 11.7
上水道(含簡水)		1,496.1	80.9	1,577.0	1,510.4	78.2	1,588.6	△ 11.6
工業用水道		0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	△ 0.1
下水道		4,192.5	2,449.9	6,642.4	4,253.9	2,516.2	6,770.1	△ 127.7
公共下水道		4,192.0	2,335.5	6,527.5	4,253.4	2,398.9	6,652.3	△ 124.8
集落排水等		0.5	114.4	114.9	0.5	117.3	117.8	△ 2.9
病院		1,295.8	0.0	1,295.8	1,128.5	0.0	1,128.5	167.3
観光施設		9.2	0.7	9.9	9.3	0.9	10.2	△ 0.3
休養宿泊		3.0	0.0	3.0	6.0	0.0	6.0	△ 3.0
温泉等		6.2	0.7	6.9	3.3	0.9	4.2	2.7
その他		0.0	77.9	77.9	0.0	89.9	89.9	△ 12.0
電気		0.0	10.3	10.3	0.0	11.3	11.3	△ 1.0
市場・と畜場		0.0	7.6	7.6	0.0	8.3	8.3	△ 0.7
駐車場		0.0	43.9	43.9	0.0	50.7	50.7	△ 6.8
宅地造成		0.0	1.9	1.9	0.0	4.8	4.8	△ 2.9
介護サービス		0.0	14.2	14.2	0.0	14.8	14.8	△ 0.6
合計		6,993.6	2,609.4	9,603.0	6,902.2	2,685.2	9,587.4	15.6

《企業債残高の推移》

(単位:億円)



6 法適用企業の赤字等の状況

(1) 当期純損失

当期純損失の生じた事業は24事業(前年度比+7)、純損失額は5,786百万円(同+107.7%)であった。前年度に比べて損失額は増加しており、特に病院事業は多額の純損失を生じている。

(2) 累積欠損金

累積欠損金の生じた事業は26事業(前年度比+1)、累積欠損金額は67,037百万円(同+6.8%)であった。純損失と同様に、病院事業に多額の累積欠損金が生じている。

(3) 不良債務

不良債務が生じた事業は2事業(前年度比±0)、不良債務額は1,732百万円(同+19.5%)であった。

2事業の内訳は、熱海市(下水道)及び掛川市・袋井市病院企業団(病院)である。

掛川市・袋井市病院企業団については、新しい会計基準を1年前倒しで適用したため、翌年度償還分の企業債が、「資本」から「流動負債」に計上されたことにより、新たに不良債務が発生した。

一方、前年度まで不良債務を生じていた沼津市(病院)は、経営改善により解消した。

(1) 当期純損失の状況

(単位:百万円)

	平成25年度	平成24年度	増減
上水道	120 (6)	372 (7)	△ 253 (△1)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
下水道	369 (2)	225 (1)	144 (+1)
病院	5,260 (15)	2,162 (8)	3,098 (+7)
観光施設	37 (1)	26 (1)	10 (－)
合計	5,786 (24)	2,786 (17)	3,000 (+7)

※()は事業数

(2) 累積欠損金の状況

(単位:百万円)

	平成25年度	平成24年度	増減
上水道	206 (6)	325 (6)	△ 119 (－)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
下水道	727 (1)	371 (1)	356 (－)
病院	65,870 (17)	61,852 (16)	4,018 (+1)
観光施設	234 (2)	201 (2)	33 (－)
合計	67,037 (26)	62,749 (25)	4,288 (+1)

※()は事業数

(3) 不良債務の状況

(単位:百万円)

	平成25年度	平成24年度	増減
上水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
工業用水道	0 (0)	0 (0)	0 (－)
下水道	693 (1)	1,065 (1)	△ 372 (－)
病院	1,040 (1)	384 (1)	656 (－)
観光施設	0 (0)	0 (0)	0 (－)
合計	1,732 (2)	1,449 (2)	283 (－)

※()は事業数

(参考)用語の説明

法適(法適用企業)

「地方公営企業法」が適用される公営企業のことをいい、水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業等 7 事業については、必ず地方公営企業法が適用される。また、病院事業については財務に関する規定等のみが適用され、これらの事業以外についても、条例の定めにより、任意に地方公営企業法を適用することができる。経理事務は企業会計方式で行われる。

地方公営企業法は、公営企業が、企業としての経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉の増進を図るように運営されることを確保するために制定されたもので、組織面、職員の身分及び財務面で、一般行政部門とは別の独自の取り扱いがなされている。

法非適(法非適用企業)

「地方公営企業法」の適用を受けない公営企業のことをいう。経理事務は官庁会計方式で行われる。地方公営企業法が適用されない公営企業の組織、財務等の取扱いは、一般行政部門と同じである。

資本的収支

企業債発行額や国庫補助金等の収益的収入とは関係のない現金収入と建設改良費や企業債元金償還金等の収益的支出とは関係のない現金支出との差額のことをいう。

当期純損失

法適用企業のみで概念で、総収益から総費用を差引いた金額が、マイナスとなる場合の当該金額をいう。

累積欠損金

法適用企業において、営業活動によって損失(赤字)を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金等によってもなお補てんができなかった各事業年度の損失(赤字)額が累積したものをいう。

累積欠損金は、経常費用に占める資本費(減価償却費及び支払利息)の比率の高い事業において増大する傾向がある。このうち、減価償却費は現金支出を伴わないため、これを原因とする損失(赤字)額により生じた累積欠損金が事業全体の資金不足に直接つながるものではないが、累積欠損金が多い事業においては、より一層の収益性の向上を図るとともに、経常費用の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことが求められる。

不良債務

公営企業の資金収支の累積不足額。法適用企業にあつては、貸借対照表の流動負債の額が、流動資産から翌年度に繰り越した事業に充当できる特定財源を控除した額を超える場合において、その超える額をいい、公営企業の短期的な支払能力の良否を表す。